

政令第二百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれ含有する製剤

第一条第二十三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(143)から(168)までを(144)から(169)までとし、(142)の次に次のように加える。

(143) 三―ブromo―一―(三―クロロピリジン―ニ―イル)―N―「四―シアノ―ニ―メチル―六―(メ

チルカルバモイル)フエニル〕―H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリップロ
ール）及びこれ含有する製剤

附 則

この政令は、公布の日から施行する。